

訪問型サービス(独自)サービスコード表

※水色＝新設

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			1176 単位	日割の場合	39 単位	39
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			2349 単位	日割の場合	77 単位	77
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	3727 単位		日割の場合	123 単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287 単位	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22			(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス			(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 単位	163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	日割の場合			1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合			23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合			37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11		業務継続計画未策定減算	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割	日割の場合			1 単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12	(2)1週に2回程度の場合			23 単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合			37 単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算			
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算		1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算			

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

通所型サービス(独自)サービスコード表

※水色＝新設

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798 単位	日割の場合	59 単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2			3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621 単位	日割の場合	119 単位	119	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447 単位	447	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	業務継続計画未策定減算	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11			事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12	業務継続計画未策定減算	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算			1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算			1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算			1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3			ロ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算		事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	176 単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅳ		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅴ		(5) サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅵ		(6) サービス提供体制強化加算(Ⅵ)	事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20 単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5 単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算			
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算			
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算ⅢⅠ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)イ	所定単位数の 99/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅠ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)イ	所定単位数の 83/1000 加算			
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅢ		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算			
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅣ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算			
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅢ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算			
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅣ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算			
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算ⅢⅡ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)イ	所定単位数の 105/1000 加算			
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅡ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)イ	所定単位数の 89/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定め る場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定め る場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、
 すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。